



令和4年2月28日
中部地方整備局
豊橋河川事務所

「第5回 豊川流域治水協議会」を開催します。
～これまでの取組状況を確認し、新たな取組を共有します。～

令和3年3月に「流域治水プロジェクト」を公表し、治水対策を順次進めてきました。今回、流域治水に関する各関係機関の取組状況や、関係する新しい施策等の情報共有を、「第5回 豊川流域治水協議会」にて実施します。

1. 概要

令和元年東日本台風等、気候変動の影響により激甚な災害が頻発している状況を鑑み、流域全体のあらゆる関係者が協働して治水対策を行う「流域治水」へ転換することが全国で進められています。豊川流域では、令和2年8月に本協議会を設立し、令和3年3月に「流域治水プロジェクト」を策定・公表をしています。

2. 開催日時

令和4年3月7日（月） 15：30 ～ 17：00 （1時間30分程度）

3. 開催形式

web会議システムを用いた開催

※事務局会場：国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所 2F 大会議室

4. 主な議題（予定）

- ・ これまでの取組状況等の確認
- ・ 新たな取組の紹介
- ・ 豊川水系流域治水プロジェクトの改定
- ・ 意見交換 等

5. 配付先

豊橋市政記者会、豊川市政記者クラブ、新城市政記者クラブ

6. 問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局 豊橋河川事務所

副所長 酒井 佳治

調査課長 相川 隆生

電話：0532-48-2111（代表）

<取材と傍聴について>

- ・本会議は原則公開で行いますが、公開場所は事務局会場のみとさせていただきます。また、事務所会場でのカメラ等の撮影は冒頭の会長挨拶までとさせていただきます。
- ・取材及び傍聴に当たっては、事前登録が必要となります。
- ・取材をご希望の方は、別紙「取材登録書」を、傍聴をご希望の方は、別紙「傍聴申込書」をご記入のうえ、3月4日（金）12：00（正午）までに、以下のメールアドレスまで送信をお願い致します。
- ・傍聴については、会場の都合上、人数が定員に達した場合、締め切ることがあります。ご参加頂けない場合のみ、こちらから連絡させていただきます。また、当日は、会議開始10分前までには受付を済ませて頂きますようお願い致します。

【取材及び傍聴時の新型コロナウイルス感染拡大防止対策について】

会場では新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行います。取材及び傍聴をされる方におかれましては、受付で検温、手指消毒、マスク着用にご協力いただきます。また体温が37.5℃以上ある方や体調が優れない方については参加をお控えいただきます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大状況等に鑑み、取材及び傍聴の形式について、予告なしに変更させていただく場合もございますので、予めご了承ください。

【取材登録書・傍聴申込書送信先】

メールアドレス <cbr-toyo-chousa1@mlit.go.jp>

<その他>

「豊川流域治水協議会」の過去の開催結果につきましては、ウェブサイトに掲載しております。

< <https://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/kaigi/toyogawaryuuikichisui/index.html> >

事務局会場のアクセスにつきましては、ウェブページをご確認ください。

< <https://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/office-info/toyohashi/index.html> >

別紙「取材登録書」

「第5回 豊川流域治水協議会」

取材登録書

当協議会の取材をご希望される報道機関におかれましては、事前登録のためこちらの取材登録書をご記入のうえ、期限までにメールにて送信をお願い致します。

送信期限 令和4年3月4日（金）12時00分（正午）まで

1. 報道機関名 _____

2. 取材者 _____

(1)お名前（複数名の場合、代表者名）

(2)ご連絡先 TEL _____

(3)取材人数 _____人

上記、取材人は、マスク着用等のコロナ対策のうえ、取材します。

3. 取材登録書送信先

メールアドレス cbr-toyo-chousa1@mlit.go.jp

別紙「傍聴申込書」

「第5回 豊川流域治水協議会」

傍聴申込書

当協議会の傍聴をご希望される方におかれましては、事前登録のためこちらの傍聴申込書をご記入のうえ、期限までにメールにて送信をお願い致します。

送信期限 令和4年3月4日（金）12時00分（正午）まで

1. 傍聴者

(1) ご所属 _____

(2) お名前 _____

(3) ご連絡先 TEL _____

上記、傍聴者は、マスク着用等のコロナ対策のうえ、傍聴します。

2. 傍聴申込書送信先

メールアドレス cbr-toyo-chousai@mlit.go.jp

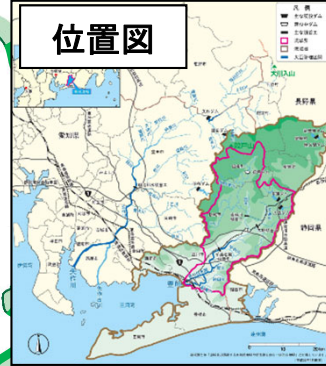
※会場の都合上、人数が定員に達した場合、締め切ることがあります。ご参加頂けない場合のみ、こちらから連絡させていただきます。

豊川水系流域治水プロジェクト【位置図】

～日本の東西をつなぐ「交通の要衝」を水害から守る流域治水対策～

令和3年3月
公表資料

位置図



- 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、豊川水系においても、事前防災対策を進める必要がある。
- 豊川流域は産業経済の根幹をなす交通の要衝であり、無堤区間のある霞堤地区を有するなど水害リスクが高い流域であることから、霞堤対策や浸水リスクが高い地域の「安全なまちづくり」に向けた立地適正化計画の推進、霞堤地区浸水被害軽減対策計画等のソフト対策の整備を実施する。
- これらの取組により、国管理区間においては、戦後最大の昭和44年8月洪水と同規模の洪水に対し、破堤等による甚大な被害を防止するとともに流域における浸水被害の軽減を図る。

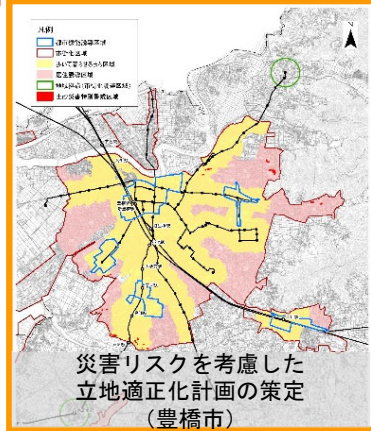
● 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河道掘削、樹木伐採、緊急浚渫推進事業
- ・霞堤対策(小堤、支川背水対策)4箇所
- ・設楽ダム建設
- ・放水路の機能保全・最大活用検討
- ・流出抑制対策
(利水ダム等3ダムにおける事前放流等の実施、体制構築、下水道(雨水)整備、砂防関係施設整備、流域貯留池事業、治山施設の整備、森林の間伐、森林整備・保全等)



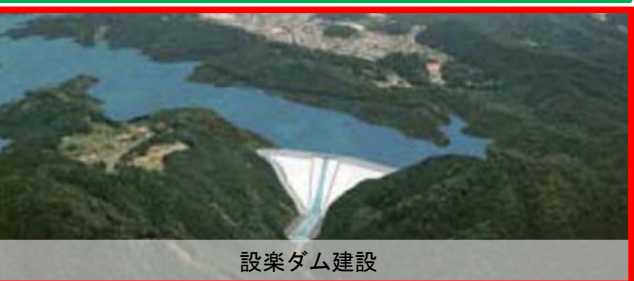
● 被害対象を減少させるための対策

- ・頻発・激化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」にむけた取組
(立地適正化計画、土地利用規制・誘導(災害危険区域等))



● 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・被害軽減対策
(排水作業準備計画の検証、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成促進、避難場所や経路に関する情報周知、土砂災害警戒区域等の指定・周知)
- ・住民の主体的な避難行動を促す取り組み
(「みずから守るプログラム」の普及促進、防災講座・防災訓練、ハザードマップの作成・周知、住民の水害リスクに対する理解促進の取組、洪水プッシュ型情報配信、水害リスクライン配信、土砂災害リスク情報の現地表示、浸水予想図作成等)
- ・ソフト対策のための整備
(霞堤地区浸水被害軽減対策計画、水害リスクの高い区間の監視体制の整備、水害リスク空白域の解消等)



※大臣管理区間以外は、県・市管理河川の代表的な箇所(河川)を示したものである。
※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

凡例

- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- 被害対象を減少させるための対策
- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
- 実績浸水範囲
(戦後最大の昭和44年8月洪水)
- 大臣管理区間

